

令和7年（2025年）度行政評価シート【個表】

令和7年6月20日

評価対象事業		評価者	市民課長 箱崎 泰一	
市民-30	住居表示事業	<input checked="" type="checkbox"/> 自治事務	主管課	市民課
		<input type="checkbox"/> 法定受託事務	関連課	
総合計画上の位置付け	分野	5-(2) 市街地整備	施策の方針	5-(2)-①市街地整備の推進

1 事業の目的

対象	市民等
意図	住居表示に関する法律等に基づき、住居表示の推進を図るとともに、住居表示実施済地区内における新築建築物に住居番号を付定し、住民の利便性の向上に資するため。
効果	住居表示の実施により、建物の場所がわかりやすくなる。

2 令和6年(2024年)度を実施した事業の概要

・住居表示実施地区に新築された建物について、住居番号を付定した。

3 事業を構成する事務事業(最小事業)実績

枝番号	事務事業	実施した主な事業 (主な経費等)	指標(単位)	令和6年度		令和7年度	達成度
				指標(実績値/目標値)		指標(目標値)	
				事業費(決算/当初)(千円)		予算額(千円)	
01	住居番号付定事務	新築された建物に住居番号の付定	—	/			—
				90 /	182	352	
02	街区表示板維持管理事務	街区表示板の更新など	—	/			—
				537 /	756	1,241	
03	市境界整備事務	市境界の確定など	—	/			—
				0 /	0	0	
04				/			
				/			
05				/			
				/			
06				/			
				/			
07				/			
				/			
08				/			
				/			
09				/			
				/			
10				/			
				/			
		財源内訳	国県支出金	/			
			地方債	/			
			その他特定財源	/	7	73	
			一般財源	627 /	931	1,520	
			事業費の合計(千円)		627 / 938	1,593	
		人件費(千円)			15,011	13,659	

4 この事業に関わる職員数(毎年度4月1日時点)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
正規職員等	1.7	1.7	1.7	1.7	1.7	1.6
会計年度任用職員	1	1	1	1	1	0

5 評価結果

(1) 最小事業評価

枝番号	事務事業	指標分析の推移、目標未達の理由	上位施策にどう寄与したか、構成する事業としての妥当性	事業実施上の課題、改善点
01	住居番号付定事務	法令に基づき、申請のあった建物について、住居番号を付定するものであるから、目標等指標の設定はない。	住居番号を付定することにより、住民の利便性の向上に寄与した。	—
02	街区表示板維持管理事務	老朽化した街区表示板を更新するもので、毎年、区域ごとに一定数を順次更新しているものであることから、目標等指標の設定はない。	老朽化した津西一丁目、二丁目の街区表示板を更新し、街区を分かりやすく表示することに寄与した。	—
03	市境界整備事務	開発等により市境界確認の申請がされた場合に市境界を確定していることから、目標等指標の設定はない。	逗子市との市境界について、申請(1件)に基づき確定し、行政の管轄区域を明確にすることに寄与している。	—
04	0			
05	0			
06	0			
07	0			
08	0			
09	0			
10	0			

(2) 視点別評価

効率性	事業費の削減余地はないか	1 事業費の削減余地はない
	事業の外部化(民営化・業務委託等)はできないか	3 外部化ができる事業はない
	関連・類似する事業の統合はできないか	1 統合済み
妥当性	各事業の実施に対する市民ニーズはあるか	1 市民ニーズは変わらずにある
	民間によるサービスで代替できる事業はないか	4 法令等により、市に実施が義務付けられている
有効性	事業の上位施策に向けた貢献度はどうか	1 目的達成のために適切な手段(最小事業)である
公平性	受益者負担は公正・公平か	△.負担未導入 △-2 受益者はいるが、今後も公費により全額市が負担すべきものである
	市民等と協働して事業を展開しているか	△.協働未実施 △-2 市民等と協働して実施する事業はない 協働実施済の場合のパートナー

(3) 総合評価 ※最小事業評価を踏まえて、今年度以降の取組方針等を記載する

【今後の方針】	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 改善・変更	<input checked="" type="checkbox"/> 現状維持	<input type="checkbox"/> 縮小	<input type="checkbox"/> 休止・廃止
<ul style="list-style-type: none"> ・法令に基づき適切に住居番号の付定等の事務を行っていく。 ・老朽化した街区表示板を計画的に更新していく。 ・横浜・藤沢両市との境界確定は概ね完了している。逗子市との境界確定は、平成17年度から29年度にかけての逗子市との境界整備共同事業実施等により、54%が完了し、残る境界未確定箇所は主に山林部分となる。 					

【参考】

◎事業実施に係る主な指標

指標(単位)							単位	
指標設定理由	年次	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	
	目標値							
	実績値							
	達成率							

指標(単位)							単位	
指標設定理由	年次	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	
	目標値							
	実績値							
	達成率							

◎他市比較・ベンチマーク(県内外自治体など他自治体や民間団体との比較値)

比較事項	住居表示実施率							
団体名	鎌倉市	横浜市	川崎市	藤沢市	茅ヶ崎市	平塚市	横須賀市	逗子市
他市実績	57.61%	36.90%	66.42%	33.55%	44.32%	41.21%	60.69%	49.94%

当該事業実施に伴う 他市比較に関する考え方	鎌倉市の住居表示実施率は、住居表示を実施している県内21市町のうち、川崎市(66.42%)、座間市(65.96%)、海老名市(64.35%)、横須賀市(60.69%)に次いで5位となっている。
--------------------------	--